

令和5年3月 条例改正について

資料2

R5 予算説明資料(抜粋)

	件名	概要
1	加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	府令の改正に伴い、民法及び児童福祉法の改正で削除された親権者の懲戒権に関する規定の改正を行う。
2	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等が講ずるべき安全等に関する基準(安全計画の策定、送迎自動車の安全措置等)を加えるほか、民法及び児童福祉法の改正で削除された親権者の懲戒権に関する規定の改正を行う。
3	加賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者が講ずるべき安全等に関する基準(安全計画の策定、送迎自動車の安全措置等)を加える改正を行う。